

仙台家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成30年11月29日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

仙台家庭裁判所会議室（6階）

3 出席者

(1) 委員

相原和裕，安保英勇，今津綾子，木村裕子，窪木稔，佐藤万里子，村主幸子，高田修，等々力健，中島泰徳，丸山水穂，米倉正子（50音順，敬称略）

(2) オブザーバー

宮城県保健福祉部長寿社会政策課

(3) 説明者

渡貫裁判官，川井首席書記官，菅原次席書記官，赤間訟廷管理官，田中次席家裁調査官，押井主任書記官，庵原主任書記官，軽部主任書記官

(4) 事務局

大山事務局長，出羽総務課長，譽田総務課課長補佐，高橋総務課庶務係長

4 議事

(1) 本日のテーマである「成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた取組について」に関して，家庭裁判所から説明した。宮城県保健福祉部長寿社会政策課から，宮城県内自治体の中核機関設立に向けた取組状況等について説明があった。

(2) 意見交換概要

以下の事項について意見交換を行った。その概要は，別紙のとおりである。

ア 第1部

- ・基本計画を踏まえ，今後，国民による成年後見制度の利用促進のために，福祉行政と家庭裁判所にはそれぞれどのような役割が期待されるか。
- ・福祉行政と家庭裁判所の役割を踏まえた上で，福祉行政と家庭裁判所はどのように連携するのが適切か。

イ 第2部

- ・中核機関設置に向けた取組は地方自治体が主体となるものであることを前提として，家庭裁判所としては，どのようなことに留意して協力していくべきか。
- ・他に考えられる方策はあるか。

5 次回期日等

(1) 次回期日

平成31年6月27日（木）午後1時30分

(2) テーマ

未定（追って決定する。）

(以下、●は委員、○は説明者、△はオブザーバーの発言とする。)

第1部

●： 従前は、どのような資料に基づいて後見監督を行っていたか。

○： 民法上の規定に基づき、後見人から報告や説明を求め、監督するのが基本的なフローとなる。従前は、本人の財産が減っていないかという発想で監督する傾向が強かったため、財産管理面を中心に、通帳、財産目録、収支の報告書の確認等により監督していた。一方で、本人の視点に立った際の生活環境、居住環境、健康状態、希望等のアセスメントについては手が届いていない面があった。

●： 本人と後見人のマッチングは、どのような観点から行っているか。また、今後、どのように変えていくのか。

○： 後見人のうち約7割が専門職後見人であるという状況には、複合的な要因がある。そもそも、後見等の申立ては、預金の解約、居住環境の選択、高額な財産の売却等といった本人の視点よりも周りの人の社会的ニーズから申し立てられることが多いため、財産管理に課題があることが多い。そのため、裁判所としては、様々な事情を考慮し、本人にとっての最善を考えたときに、専門職を後見人に選任するのが相当と判断した事案が多かったのではないかと感じている。また、後見人になることに親族が消極的な事案もあり、後見制度に対する理解が浸透していない面もあったかもしれない。

今後については、本人のノーマライゼーションを重視し、本人の希望や意思決定に対して、きめ細やかな支援をするという観点から、裁判所は、福祉行政と連携を図りながら、本人の生の声に沿った情報を共有した上で、本人にとってベストなマッチングについて、柔軟に考えていくというのが基本コンセプトになる。

●： 成年後見の申立書の中には、本人のニーズ等を把握する目的で、身上監護に関連する情報を記載するような箇所はあるのか。

○： 申立書自体は、飽くまで申立人の考える、本人の今後の暮らしに対する希望等を書く様式となっている。ただし、申立て後の審査の中で、本人からの陳述の聴取が可能であれば、裁判官の命令により、家庭裁判所調査官が本人の意向を聴取した上で、判断資料となる調査報告書を提出することになる。

●： 利用促進が思うように進まない事情として、地域の体制が整っていないこともあると思うが、まずは後見関係事件を取り扱っている家庭裁判所において、基本計画等で求められている内容の実現に向けて、既に取り組んでいることはあるか。

○： 本人の病状・精神状態を把握する資料となる診断書の補助資料として、本人の介護・福祉担当者等が本人の生活状況等を記載できるようなシートを作成することを検討している。このシートは、中核機関における申立ての適否に関する検討、家庭裁判所において誰を後見人に選任すべきかを検討する際の資料などとして活用されることが想定されている。

●： 相談支援専門員、障害福祉サービス事業者として勤務している中で、保健・医療・

福祉は既にチームとして連携して動いていることが多いと感じているが、司法に関しては、距離が遠いというのが現場での印象である。

経験として、軽度知的障害の方が、多額の契約を複数結んで大きな問題となって、成年後見制度の利用が必要と感じるような案件があるが、その際に親や兄弟等の家族と連絡を取っても、「自分の生活があって」と支援に消極的であったり、行政に相談を持ち掛けているうちに時間ばかりが経過し、なかなか申立てに至らないこともある。

また、今後の利用促進を図るためには、障害のある方と直接関わりのある相談支援事業所等において、成年後見制度の説明をすることが考えられる。

パンフレット「成年後見制度－利用をお考えのあなたへ－」については、見やすいと思うが、軽度知的障害の方などにも見てもらうことを想定するのであれば、合理的配慮の意味で、全体的に文字に振り仮名があると、より見やすいと思う。

- ： 弁護士として、消費者団体等が開催する講座で成年後見制度の紹介をすると、利用に関心を持っている方は多いものの、裁判所に申立てをするだけでも敷居が高い上、費用も多くかかるというイメージがあって、申立てを諦めているという話を聞くことがある。裁判所において、申立費用等といった手続の中身を具体的に知らせるような、地道な広報活動が必要であると思う。

本人のニーズや身上監護を重視したマッチングを考えると、本人のことを一番良く理解している親族後見人を選任するのが望ましいと思える一方で、親族後見人の場合には、必ずしも法的な知識に明るくないということも考えるべきである。制度の趣旨である本人の権利擁護が確保されるように、身上監護を重視して親族後見人を選任する比率が高くなりすぎないようにバランスを意識することが重要である。また、後見人選任後も、後見人への継続的なフォロー体制を構築しておくことが必要である。

- ： パンフレット等では後見人の具体的な報酬額の記載がないが、後見人の立場から見ても本人の立場から見ても、報酬額が一番問題になるのではないか。
- ： 報酬については、年1回、後見人から報酬の請求があった際に、事案に応じて家庭裁判所が定めている。算定方法としては、管理財産額に応じた報酬が月額で発生することに加えて、不動産の売却、遺産分割等の困難な業務を行って経済的利益をあげた場合、困難な身上監護に対応した場合等は、付加報酬が発生する場合がある。飽くまで目安ではあるが、管理財産が少ない場合であっても、基本報酬は月額約2万円発生し、年間では約24万円の報酬となる。親族後見人の場合でも、専門職後見人との間で発生する報酬額に差はないが、請求自体をしない場合が多いのが実情である。

今後としては、本人がメリットを感じる運用を考えた場合に、管理財産額に応じて単純に報酬を算出するのではなく、身上監護の点も加味した、ノーマライゼーションにかみ合うような形での報酬の在り方の検討が課題であると考えている。

- ： 生活保護受給者のように財産が少ない場合も、基本報酬が月額2万円かかるのか、財産に応じて報酬額が変わり得るのか、議論の必要がある。
- ： 本人の財産が少ない場合は、地方自治体の報酬助成制度（成年後見制度利用事業として定められたもの）を利用して、報酬をねん出できる場合がある。

報酬助成制度については、本人が在宅介護の場合には2万8000円、施設入所の場合には1万8000円を上限としている自治体が多い。ただし、助成のための要件

として、市町村長による申立てに限定し、親族による申立ての場合を対象外としていたり、保佐、補助を対象外としていたりする自治体も多い。また、自治体により助成のための要件が異なることから、本人が自治体を越えて転居した場合、転居元及び転居先のいずれの自治体においても助成の対象とならない事案も生じていることから、例年開催している裁判所と家事関係機関（各自治体を含む。）との協議会の場においては、制度の充実や制度の内容が自治体間で統一されることが望ましいという意見を出している。

第2部

- ： 宮城県内では、まだ中核機関が設置された自治体がないとのことだが、先進地や同規模の自治体での取組に関する情報等は収集しているか。
- ： 東北地方の自治体に関する情報収集のほか、厚生労働省の資料等から先進的な自治体の取組についても情報を収集している。
- △： 東北地方での中核機関の設置例については、把握している範囲で、数例程度しかない。中核機関を設置する前に市町村としての計画・方針を定めることが大事であるが、そのような計画が定められている自治体も限られているというのが現状である。
- ： いつまでに中核機関を設置するのか、具体的な計画はあるか。
- ： 平成33年度までに設置するものと基本計画では定められている。
- ： 仙台弁護士会としての成年後見制度利用促進基本計画についての評価としては、利用を促進すること自体は同意できるが、本人の権利擁護の制度であるため、利用促進ばかりを重視して、後見人の質を落とすことがあってはならないという前提で取り組んでいくべきであると考えている。
- ： 地域連携ネットワークのような複数のチェックの目がある仕組みができれば、不正の件数も減ると思うので、なるべく早く構築してほしいと思う。その中で、家庭裁判所は、適切な法的アドバイスができるような位置付けであれば十分であると思う。
後見人は、一度選任されると、家族等と関係が悪化した場合等であっても、解任の要件が厳しいため、実際に解任に至った件数は非常に少ないものと認識しているが、後見人をスムーズに交代できるような仕組みは構築できないのか。
- ： 確かに後見人の解任の法律要件は非常に厳しく、本人のニーズを理由に解任することは難しいのが実情である。
今後は、この課題への対応にはこのような専門職が関与するといった専門職関与の事案を整理し、課題が克服された段階で辞任してもらうという運用を切り口に、後見人の交代を柔軟に行っていくことを検討している。専門職が長期的に関与していくと、その間、報酬が発生し続けることになるので、その点も意識して、今後の実務の運用を考えたい。
- ： 成年後見は、本人の預金を引き出したり、施設に入所させるといった単発の出来事に対応したいとのニーズによって申し立てられることが多いが、制度としては本人が能力を回復するか亡くなるまで続くというミスマッチがあったと思う。
専門職後見人が本人の課題を解決した後に、親族後見人と柔軟に交代できる仕組みがあれば、ネックとなる報酬の問題も回避できるので、そうした点を周知していくと

良いのではないか。

成年後見制度の利用について、どのくらいのニーズを掘り起こすことを考えているのか、共有されている数値目標はあるか。

- ： 本来成年後見制度を利用すべき人が、制度を利用していない点が問題の出発点なので、数値目標の達成ということではない。法律要件を満たし、成年後見制度の利用が真に必要な人へ行き届くような体制を整えることが重要と考えている。
- ： 判断能力が残されている補助に該当する状態のうちに、本人の意思で後見人を選んでおくと信頼関係を築きやすいので、介護であるとか施設入所の判断等についても、安心して後見人に任せられるのではないか。

地域連携ネットワークのイメージは、市町村で確立されつつある地域包括ケアシステムに家庭裁判所が加わっていくようなイメージを持った。

- △： 地域包括ケアシステムに裁判所等の機関が加わる形で、より成年後見制度の支援が必要な方々をサポートしていく体制が構築されていくものと考えている。